

塩谷町選管告示第 8 号

令和 6 年 8 月 4 日に塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙を行う予定であるので、公職選挙法第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のように定める。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

- 1 被登録資格決定基準日 令和 6 年 7 月 29 日 ただし、年齢については、  
令和 6 年 8 月 4 日（選挙の期日）
- 2 登 録 日 令和 6 年 7 月 29 日

塩谷町選管告示第 9 号

塩谷町長見形和久は、令和 6 年 8 月 28 日に任期が満了するので、公職選挙法第 33 条第 1 項の規定により、塩谷町長の選挙を令和 6 年 8 月 4 日に行う。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町選管告示第 10 号

公職選挙法第 113 条第 3 項及び第 4 項の規定により、塩谷町議会議員補欠選挙は令和 6 年 8 月 4 日執行の塩谷町長選挙と同時に行う。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町選管告示第 11 号

令和 6 年 7 月 29 日現在における地方自治法第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| 塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 178 人   |
| 塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数  | 1,481 人 |
| 塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数  | 2,962 人 |

塩谷町選管告示第 12 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙について、公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のように選任した。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町選管告示第 13 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙について、公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のように選任した。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町選管告示第 14 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙について、各投票区の投票所を次の場所に設ける。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

|     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| 玉 生 | 投票区 | 塩谷町役場       |
| 熊ノ木 | 投票区 | 星ふる学校「くまの木」 |
| 長 峰 | 投票区 | 塩谷町生涯学習センター |
| 船生宿 | 投票区 | 船生小学校       |
| 新 田 | 投票区 | 旧船生西小学校     |
| 大 宮 | 投票区 | 大宮小学校       |
| 田 所 | 投票区 | 田所中公民館      |
| 大久保 | 投票区 | 旧大久保小学校     |

塩谷町選管告示第 15 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙について、期日前投票所を次のとおり設ける。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

| 期日前投票所名 | 期日前投票所の場所        | 期日前投票所を設ける期間                                       |
|---------|------------------|----------------------------------------------------|
| 塩谷町役場   | 塩谷町大字玉生 955 番地 3 | 7 月 31 日から 8 月 3 日まで<br>午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで |



塩谷町選管告示第 16 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙について、公職選挙法第 75 条第 3 項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

| 選 挙 長                |       | 選挙長の職務を代理すべき者          |       |
|----------------------|-------|------------------------|-------|
| 住 所                  | 氏 名   | 住 所                    | 氏 名   |
| 塩谷町大字<br>大久保 1377 番地 | 古澤 康仁 | 塩谷町大字<br>玉生 2 4 0 番地 3 | 神山 直行 |

塩谷町長選挙選挙長告示第1号

令和6年8月4日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙における公職選挙法第175条第3項本文の規定による掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を栃木県選挙等執行規程第36条の2第2項の規定により次のように定める。

令和6年7月30日

塩谷町長選挙選挙長 古澤 康仁

掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 場 所 | 塩 谷 町 役 場         |
| 日 時 | 令和6年7月30日 午後5時15分 |

塩谷町選管告示第 17 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙における、不在者投票のための投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を、次のように定める。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

交 付 場 所

塩谷町役場                      毎日    午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

塩谷町選管告示第 18 号

令和 6 年 8 月 4 日に行う塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙の選挙会は、開票の事務と併せて次により行う。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 1 場 所 | 塩谷町立塩谷中学校 屋内運動場（アリーナ）      |
| 2 日 時 | 令和 6 年 8 月 4 日 午後 8 時 00 分 |

塩谷町長選挙選挙長告示第2号

令和6年8月4日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙における  
選挙立会人のくじは、次により行う。

令和6年7月30日

塩谷町長選挙選挙長 古澤 康仁

- |   |   |   |                     |
|---|---|---|---------------------|
| 1 | 場 | 所 | 塩谷町役場               |
| 2 | 日 | 時 | 令和6年8月1日<br>午後5時15分 |

塩谷町選管告示第 19 号

令和 6 年 8 月 4 日に行われる塩谷町長選挙及び塩谷町議会議員補欠選挙における塩谷町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置した。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町選管告示第 20 号

令和 6 年 8 月 4 日に行う塩谷町長の選挙及び塩谷町議会議員の補欠選挙における公職選挙法第 194 条第 1 項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町長選挙

2, 2 7 7, 4 6 0 円

$$\left[ \begin{array}{l} \text{登録者数} \\ 8,886 \text{ 人} \times 110 \text{ 円} + 1,300,000 \text{ 円} \end{array} \right]$$

塩谷町議会議員補欠選挙

1, 7 2 9, 3 6 0 円

$$\left[ \begin{array}{l} \text{登録者数} \\ 8,886 \text{ 人} \times 1/12 \times 1,120 \text{ 円} + 900,000 \text{ 円} \end{array} \right]$$

塩谷町選管告示第 21 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項に基づく、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に支給する車賃の実費弁償額の算出基準について、塩谷町職員等の旅費に関する条例（昭和 54 年条例第 18 号）第 16 条の規定に準じ次のように定め、令和 6 年 7 月 30 日以降その期日を告示される選挙から適用する。

令和 6 年 7 月 30 日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

バス賃実費額又は 1 キロメートルにつき 37 円